世羅町移住体験事業に係る承諾書

　　年　　月　　日

住　所

氏　名

私は、世羅町移住体験事業（以下「移住体験」という。）の申請にかかり、下記の内容について承諾いたします。

記

○移住体験の期間、利用目的及び移住体験者

・移住体験の期間、利用の目的及び移住体験者等は申請書へ記載のとおりとする。

○体験料金

・移住体験に係る体験料金は、体験期間１週間（６泊７日）につき10,000円とし、日割り計算はしない。

・体験料金は、許可を受けた移住体験を開始する日（以下「体験開始日」という。）から起算して５日前（この日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）までに全額前納しなければならない。

・体験料金には、光熱水費（電気、水道）、燃料費（ガス代）、放送受信料、インターネット利用料を含むものとする。

・灯油代、飲食費、寝具及び日常生活に係る消耗品並びに交通費等の体験料金に含まれない費用は、移住体験申請者（以下「申請者」という。）の負担とする。

・体験料金は、体験開始日から起算して５日前（この日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）までに利用の中止を申し出た場合を除いて、原則還付しない。

○維持管理

・申請者は、借り受けた住宅を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

○遵守事項

・申請者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

　(1)体験開始日には、役場又は事前に指定した場所を、申請書に記載された時間内に訪問し、住宅の利用に

　　かかる注意事項等の説明を受けたうえで鍵を受け取ること。

(2)留守や就寝時に施錠するなど、住宅を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。

(3)火気の取扱に注意するとともに水道の凍結防止に配慮すること

（4）備えつけの備品、什器類を適切に取り扱うこと。

(5)住宅周りの除草や清掃を適宜行い、施設を適正に管理するとともに、住環境の整備をすること。

(6)ごみは、決められたルールに従い排出すること。

(7)体験期間が満了したときは、室内外の清掃を行い、直ちに住宅の鍵を指定した方法及び時間までに町長に返却すること。

(8)同一年度内の利用は、利用回数に関わらず、合計４週間までとすること。

(9)その他、施設の使用に関し町長が必要と認める事項を遵守すること。

○制限される行為

・申請者は、住宅において次に掲げる行為をしてはならない。

(1)物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為

(2)住宅を拠点に行う事業活動

(3)許可を受けた移住体験者以外の者を同居させる行為

(4)興業及び展示会、その他これに類する催しの開催

(5)文書、図書、その他の印刷物の貼付又は配布

(6)宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為

(7)犬猫等のペットを飼育すること及び近所の住民に迷惑を及ぼす行為

(8)施設の全部又は一部を転貸、又は権利の譲渡

(9)就労（短期アルバイト等を含む。）

(10)同一年度内に２回以上のキャンセルや体験期間の変更

(11)その他施設の使用にふさわしくない行為

○許可の取り消し

・町長は、申請者が本承諾書に記載の事項に違反した場合又は体験事業を継続することが困難であると判断した場合は、許可を取り消すことができる。

○明渡し

・申請者は、体験事業の終了日、又は許可を取り消された場合は直ちに施設を明け渡さなければならない。この場合申請者は、通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。

・申請者は、明渡しをするときには、体験事業の終了日又は許可を取り消された場合は明渡し日を、事前に

町長と決定しなければならない。

・町長及び申請者は、住宅の原状回復が必要な場合は、その内容及び方法について協議するものとする。

○立入検査

・町長は、住宅の防火、火災の延焼、構造の保全その他の住宅の管理上特に必要があるときは、請者の承諾を得ることなく住宅内に立ち入ることができるものとする。

・申請者は、正当な理由がある場合を除き、立入りを拒否することはできない。

○損害賠償

・申請者は、故意又は過失により、住宅、附属設備又は備品の全部又は一部が毀損、汚損及び滅失したときは、直ちに町長に報告しなければならない。また、原則、住宅、附属設備又は備品を現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

○事故免責

・住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内又は住宅周辺で発生した事故に対して、町長はその責任を負わない。

・地震・火災・水害等の災害、建物所有者等がその維持管理上通常払うべき程度の注意を払ったにもかかわらず、電気、ガス、水及びその他建物の設備に起因もしくは関連し、または盗難等により申請者がこうむった損害に対しては、世羅町はその責任を負わない。

○協議

・町長及び申請者は、本承諾書及び世羅町移住体験事業実施要綱等に定めがない事項並びに本承諾書の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決する。